環境ガイドライン改訂案に関するご意見とそれに対する考え方・対応

2009年7月21日

独立行政法人 日本貿易保険

 1. 環境ガイドライン全般
 5. 原子力

 2. カテゴリ分類
 6. その他のご意見

 3. 環境レビュー
 7. 環境ガイドライン英語版

 4. 情報公開
 5. 原子力

1.環境ガイドライン全般

で ここで ここで 意見 して たして して たして して たして して して して して して して して して して	考え方・対応
ガイドライン全般	
NEXI環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂(案)は、現行ガイド	ご評価頂き、ありがとうございます。
ラインより、大き〈次の2点で踏み込んだ内容となっている。	広〈一般からの参加を求めたコンサルテーション会合を2007年11月か
1.世銀等の国際基準については、現行ガイドラインの「参照」から	ら 2008 年 9 月まで計 14 回開催し、産業界、NGO、有識者及び関係省
「適合」に変わり、またIFC基準への拡張も見られ、その意味で環	庁等より多数の参加者を得、改訂に向けての様々な論点につき議論を
境社会配慮の手続がより明確化されている。	重ねて参りました。かかる議論を踏まえ、本改訂案を作成したわけで
2.情報公開が現行ガイドラインより広がっている。	すが、かかる改訂案を取りまとめられたのもひとえに参加者の方々に
その意味で、ガイドライン改訂(案)は、各国 ECA の中でも最も先進性	よる有益且つ積極的なご議論の賜物であったと考えております。
をもつガイドラインとなった事に関しては大変評価はできるし、産業界	
としても改訂議論に参加してきたので、個別の項目についての特段の	
意見はありません。	
ガイドライン運用	
日本貿易保険の付保案件はコマーシャルベースの案件が主であり、熾	OECDの環境共通アプローチでは、公的輸出信用政策と環境保護政
烈な国際競争に晒される場合が多い為、審査の長期化や過大なコスト	策との一貫性が謳われており、NEXI の環境ガイドラインでも、NEXI が
発生等により、国際競争力への影響がでない運用が必要。	保険の対象となるプロジェクトについて、当該プロジェクト実施者等に
	よる環境社会配慮が適切になされていることを確認することによって、
	環境社会に配慮した外国貿易その他の対外取引の健全な発展等に寄
	与することを目的としております。 これらを踏まえ、 NEXI としては、 適切
	な環境社会配慮を確保しつつ、商業上の秘密や機動的な案件形成へ
	の配慮等、これまで通り日本企業の国際競争力確保には十分配慮して
	い〈所存です。

2.カテゴリ分類

ここで意見 ここで意見	考え方・対応
追加設備を伴わない権益取得	
追加設備を伴わない権益取得をカテゴリCの例示から削除するべきで	ガイドラインでは、「負の環境影響が最小限か、又は全くないと考えら
ある。	れるプロジェクトはカテゴリCに分類される」と規定しており、仮に、負
	の環境影響が最小限か、全〈ないと判断しえないプロジェクトであった
「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリCに分類される例示か	ときは、カテゴリA又はBとする場合もあることは明らかです。
ら削除し、ガイドラインの運用と文言との間の整合性を持たせるのが、	他方、コンサルテーション会合でも申し上げたことですが、「通常特段
より適当と考えます。 	の環境影響が予見されないプロジェクト」は、「原則として、カテゴリCに
 追加設備投資を伴わない権益取得をカテゴリ C の例示から外すべき	分類される。ただし、カテゴリAにおける影響を及ぼしやすい特性又は
である。	影響をうけやすい地域に該当するものを除く。」と規定しており、その例
	として「追加設備投資を伴わない権益取得」を明示していますが、この
	ような案件の場合、一般的には操業中のプロジェクトであり、追加設備
	投資を伴わなければ、新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)
	ため、この例示は妥当なものであると認識しています。

3.環境レビュー

ご こ 意見 し し し し し し し し し し し し し	考え方・対応
環境レビュー結果	
国際的基準等との乖離がある場合に確認された背景・理由及び対応策	国際的基準等との乖離がある場合の対応については、ガイドライン
について、環境チェックレポートの結果に記載するなどの形で公開し、	3.環境社会配慮の確認手続き (3)環境レビューにおいて、「日本貿易
明らかにされていくことが重要であると考える。	保険は、それらの基準やグッドプラクティス等と比較検討して大きな乖
	離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ
借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策について、環境レビ	対応策を確認する」としており、この趣旨に沿って、環境レビューを着実
ュー結果に記載すべきである。 	に実施する所存です。
	一方で、国際的基準等との乖離がある場合に確認された背景・理由及
	び対応策に係る NEXI の情報公開については、アカウンタビリティ向上
	の観点と守秘義務や現地の制度、文化的特徴等の観点を慎重に考慮
	する必要があり、これらを踏まえて公開が可能であると判断した範囲
	内で環境レビュー結果に記載することになります。
環境レビュー結果に含める項目に、下記を加えるべきである。	コンサルテーション会合における「改訂の方向性」に係る議論の中で、
・事業の概要(事業の規模や特性、必要とされる施設、燃料・原料な	頂いたご意見を踏まえ、環境レビュー結果の内容を充実させる以下の
ど)	ような提案を行いました。まず、 スクリーニング段階において特に留

ご こ こ こ た し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	考え方・対応
・影響を及ぼしやすい特性、影響を受けやすい地域などに付随する影	意が必要とされたポイント及びモニタリングすべき項目を中心に、現行
響および当該影響に関連する環境社会配慮上の確認根拠	公開している環境レビュー結果を拡充する。具体的には、重大で望まし
 ・セクター特有の影響および当該影響に関連する環境社会配慮上の 	くない影響が想定される項目に係る判断については、その根拠を極力
確認根拠	記載する(内容によっては、プロジェクト実施者等の同意が前提とな
・適用される国際基準・国内基準	る)。また、 主たるモニタリング項目についても、何故かかる項目に
・環境社会配慮上、重要な文書の策定状況	ついてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載する(内容
・ステークホルダー協議の実施状況	によっては、輸出者等/プロジェクト実施者等の同意が前提となる)。
・環境社会配慮に関する文書の公開の状況	ただし、『極力』としている点については、守秘義務や現地の制度、文
	化的特徴等への配慮が必要であることを意味しており、従って、実務的
	には、スクリーニング段階において特に留意が必要とされたポイント及
	びモニタリングすべき項目を中心に、他方で、守秘義務や現地の制
	度、文化的特徴等への配慮を慎重に踏まえた上で、個別のプロジェク
	ト毎に、環境レビュー結果の記載項目・内容を判断していく所存です。

4.情報公開

	考え方·対応
翻訳版の公開	
環境社会配慮確認のために入手した文書の翻訳版については、現地	環境社会配慮確認のための文書に係る権利(コンサルテーション会合
で公開されているかどうかに関らず、NEXI によって公開されるべきで	では「著作権」と説明しています)は、その文書を作成したプロジェクト
ある。	実施者にあります。従って、第三者がその翻訳版(以下「翻訳版」とい
翻訳版の公開については、現地で「一般に公開されている」場合では	う。)を公開する場合、当然にプロジェクト実施者の事前同意が必要と
な〈、「NEXI が環境レビューにおいて参照した場合」とするなど、別途改	なります。一方で、翻訳版には、常に翻訳リスクが伴いますので、仮に
訂が必要。	公開するとなれば、プロジェクト実施者に内容を精査してもらう必要が
	あります。
	実務的には、翻訳版は輸出者等を通じて、プロジェクト実施者が NEXI
	の環境レビュー用に作成することが一般的であり、公開を条件とすれ
	ば、プロジェクト実施者がかえって翻訳版作成に慎重になってしまう恐
	れがあります。
	翻訳版の公開により正本と翻訳の齟齬が発見出来るメリットをご指摘
	頂いていますが、コンサルテーション会合においてご説明しました通
	り、NEXI は、プロジェクト実施者が作成した翻訳版の場合でも、これに
	加えて独自に質問状のやり取りを通じて入手・確認した情報に基づき、
	環境社会配慮確認作業を行っています。即ち、必ずしも翻訳版の誤訳

ー ここで意見 していたしていた。 していたしていた。	考え方·対応
	を修正することはせずに作業することがある中、仮にディスクレマー付
	で公開するにせよ、当該翻訳版を公開した場合、これが一人歩きし、プ
	ロジェクトの実現に悪影響を与える可能性もあると言えます。上述の点
	を総合的に勘案した結果、ご指摘の点の採用は現実的ではないと判断
	致しました。翻訳版は通常プロジェクトの実施国の読者を想定していな
	いため現地において積極的に公開されるケースは稀であるとのご指
	摘も頂いておりますが、プロジェクト実施者がプロジェクト実施国にお
	いて翻訳版を公開するということはまさにその内容について責任を持
	たれることの表れでありますので、やはり現地での公開を私どもの情
	報公開の前提とすべきと判断致しました。
契約締結後の情報公開	
NEXI は、保険契約締結後においても、環境社会配慮確認のために輸	NEXI が内諾等の意思決定前に環境社会配慮確認のために輸出者等
出者等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で公開されてい	から入手した環境アセスメント報告書等の文書を公開することは、業務
る文書をウェブサイト上で公開するべきである。	の透明性及びアカウンタビリティを確保するために実施するものです。
	環境管理計画、住民移転計画書、先住民族計画書等の文書は、内諾
	等の意思決定後に詳細設計を経て変更が加えられることがあります
	が、NEXI では環境レビュー時点で入手した計画書を基に、質問状での
	やり取りや現地実査などで環境レビューを実施します。その上で内諾
	等の意思決定を行った場合は、環境レビューの時点で入手した文書の
	うちプロジェクト実施国にて一般に公開されているものを公開対象と致
	します。
モニタリング結果の公開	
モニタリング結果は原則的にステークホルダーに公開されるべきであ	別紙1(モニタリングとフォローアップ)にて「モニタリング結果は、当該
వె.	プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望まし
	い」と規定しておりますが、守秘義務や現地の制度、文化的特徴等に
事業者のモニタリング結果の公開の強化・促進に向けて、ぜひともモ	配慮する必要があるため、ここで「望ましい」としているものです。
ニタリング結果の現地での公開を義務づけ、さらに付保するお立場の	NEXI では、これらに配慮しつつ、輸出者等を通じたプロジェクト実施者
貴法人におかれましてもそれらの結果を全面的に公開なさる方向性で	への働きかけにより、一層の情報公開に努めます。
再度ご検討頂きたい。	
現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない	コンサルテーション会合における「改訂の方向性」に係る議論におい
場合でも、最低限NEXI 自身のモニタリング確認の結果を日本で公開す	て、NEXI がどのような情報をもってモニタリング確認を行っているかに
ることが不可欠だと考える。	ついてのアカウンタビリティ向上を図るべく、現地側でのモニタリング

ご 意見	考え方・対応
	結果の NEXI による公開の重要性が認識されました。これら情報公開
	にあたっては、守秘義務や現地の制度、文化的特徴等への配慮から
	現地で公開されている範囲で NEXI も公開するとの配慮が重要である
	点も認識されました。
	これらの意見を踏まえ、改訂案では、6.情報公開(5)を「日本貿易保険
	は、保険契約締結後、当該プロジェクトに係るプロジェクト実施者によ
	るモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開され
	ている範囲内に限り、その結果を日本貿易保険ウェブサイト上で公開
	する。」と致しました。
	他方、上記改訂案の内容を超えるNEXIのモニタリング確認結果の公
	開可否についてですが、その公開により現地での率直な意見の交換
	が不当に損なわれたり、無用な混乱を生じさせるおそれも排除できな
	いこと等から、NEXI自身のモニタリング確認結果の公開をガイドライン
	に規定することは控えるべきであると判断しました。

5.原子力

ご意見	考え方·対応
NEXI は環境社会配慮確認の一環として原子力関連案件の安全性等	原子力の安全に関する条約にも示されているとおり、原子力発電所の
に関する確認を行うべきである。	安全確保は当該発電所が立地する国の責任です。
	原子力資機材の輸出に公的信用を付与する場合における安全確保等
	に関する配慮の確認は、こうした前提の下で、JBIC又はNEXIからの
	依頼に基づき経済産業省が行っています。今後とも、JBIC又はNEXI
	からの依頼により経済産業省が確認することとしています。
経済産業省から JBIC / NEXI に宛てた審査依頼の回答と共に、「原子	ご指摘の調査票は、原子力資機材の輸出に公的信用を付与するに当
力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票」が公開	たり、NEXI の依頼に基づいて、経済産業省が行う安全確保等に関する
されるべきである。	配慮の確認において用いられる情報の一部です。こうした安全確保等

	に関する配慮の確認に係る審査結果等については、NEXI において、
JBIC / NEXI は原子力関連案件に関する審査の前提となる文書を公開	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、適切
するべきである。 	な情報開示に努めます。
NEXI は原子力関連案件の安全性等の確認結果を、根拠となる関連文	
書とともに公開すべきである。	

ご意見	考え方・対応
安全性確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報について	原子力発電施設等に係る安全性の確保等に関する当該事業実施国に
は実施国における情報公開を義務付けるべきである。	おける情報公開については、保険種ごとの制約を踏まえつつ、輸出者
	等を通じてプロジェクト実施主体に対して情報公開を促すなど、可能な
	範囲で対応することといたします。
NEXI は原子力関連案件について、安全性等に関する情報が事業実	
施国において住民協議や情報公開の対象となっていることを確認すべ	
きである。	
経済産業省が審査する場合にも、JBIC/NEXI が審査するのと同様に現	原子力の安全に関する条約にも示されているとおり、原子力発電所の
地実査を行い、住民協議や情報公開の確認も実施するべきである。	安全確保は当該発電所が立地する国の責任です。
	原子力資機材の輸出に公的信用を付与する場合における安全確保等
	に関する配慮の確認は、こうした前提の下で、JBIC又はNEXIからの
	依頼に基づき経済産業省が行っているところ、御指摘の現地調査等は
	必要ないものと聞いております。
JBIC / NEXI は放射能の濃度のモニタリングを実施するべきである。	原子力の安全に関する条約にも示されているとおり、原子力発電所の
上記の点につきガイドラインに反映するべきである。	安全確保は当該発電所が立地する国の責任です。
	当該原子力発電施設の安全性等の確保に係る監視については、こうし
	た前提の下で、同条約に基づき当該事業実施国の責任において対応
	されるものと承知しております。

6.その他のご意見

ご意見	考え方・対応
別紙1の段落記号	

別紙1では段落記号がない箇所及び「」の段落記号が使用されてい	現行どおりで特段の支障はないと考えています。	
る箇所がある。参照等を容易にするために各段落に番号を付けること		
が望ましいと考える。		
別表の環境アセスメント報告書		
別紙2 別表「カテゴリA案件のための環境アセスメント報告書」の「案	別紙2 - 別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」は世	
件の記述」では、住民移転計画とともに先住民族計画を記載することが	界銀行 Operational Policy4.01 (OP4.01) Annex B に基づき、作成しており	

ご 記 記 記 記 記 記	考え方・対応
望ましいと考える。	ます。従って、ご指摘の通り「社会開発計画」に代えて「先住民族計画」
	に修正します。
ガイドラインの実施状況の確認	
NEXI はガイドラインの実施状況に関する確認を行い、その結果を公	NEXI のガイドラインでは、「日本貿易保険は、OECD輸出信用及び信
開するべきである。	用保証部会における公的輸出信用及び環境に関する共通アプローチ
	の見直しの状況並びにこのガイドラインの実施の状況等を勘案し、必
	要があると認めるときは、このガイドラインの見直しを行う。」と定めて
	います。そのため、NEXIとしては、このガイドラインの実施状況を踏ま
	えつつ、日々業務の改善に努めており、また、今次改訂においても、
	かかるガイドラインの実施状況等を踏まえ、NEXI独自の改訂も行うな
	ど十分な対応をしています。

7.環境ガイドライン英語版

こ こ 意見 し し し し し し し し し し し し し	考え方・対応
reference points の意味	
適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の	対象となる基準等を「参照」するという意味を明確化するために用いて
国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグ	います。
ッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。	
When deemed appropriate, NEXI also uses, as reference points or	
benchmarks, standards established by other international financial	
institutions, other internationally recognized standards, and standards or	
good practices established by developed countries such as Japan.	
「benchmarks」だけではなく、「as reference points」を付記されている理	
由を教えていただければ幸いです。	
相手国政府等の環境許認可証明書	
environmental permit certificates issued by the project country s	ご提案を踏まえ、「host government or other appropriate authority」とい
government	たします。
「the project country s government」という表現に違和感があるので、	
「host government or other appropriate authority」という英訳を提案させ	
ていただきます。	
事前の解釈	
補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければなら	英訳と和文の趣旨は相違ないものと考えております。和文の原文と同
ない。	様、事前の補償も可能な限り行う主旨としております。従って、原案通

で こ こ 意見	考え方·対応
Prior compensation, at full replacement cost, must be provided, to the	りといたします。
extent possible	
現在の英訳の場合、解釈によって、「事前の補償は可能な限り行なう」	
という読み方もできます。したがって、以下のような英訳を提案させて	
いただきます。	
^r Compensation must be provided in advance, and the amount of	
compensation will be based to the greatest degree possible upon full	
replacement costs.	
manner の追加	
協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説	ご提案を踏まえ、「When consultations are held, explanations must be
明が行われていなければならない。	given in a form, manner, and language understandable to the affected
When consultations are held, explanations must be given in a language and	people.」と致します。
form understandable to the affected people.	
「言語と様式」の英訳については、図表やプレゼンテーションなど、説	
明の手段そのものを示すニュアンスの強い「Form」に加え、説明をどの	
ように提供するかについてのニュアンスが含まれる「manner」を付記す	
ることを提案させていただきます。なお、世界銀行のセーフガードポリ	
シーの OP4.12 パラ 22 では、「in a manner, form and language」 という表	
現が使われています。	
協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が	¹ When consultations are held, it is desirable that explanations be given in
行われていることが望ましい。	a form, manner, and language understandable to indigenous peoples.」と致
When consultations are held, it is desirable that explanations be given in a	します。
language and form understandable to indigenous peoples.	
上記と同じ趣旨により、「manner」を付記することを提案させていただき	
ます。 なお、 世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 パラ 15 では、	
「in an appropriate form, manner, and language」という表現が使われてい	
ます。	



お寄せいただきましたご意見

特定の個人及び組織に関する情報に関するものを除く。

掲載はご意見の幣法人への到着順。

(ご意見 1)

原子力関連事業に関するコメント

国際協力銀行(JBIC)/日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合に おいて、NGO 側は原子力関連プロジェクトの固有の問題(核拡散の防止、 安全性の確保・事故時の対応、 放射性廃棄物の 適切な管理・処分)に関する要件をガイドラインに表記することを求めてきた。特に、情報公開およびステークホルダーとの協議 の重要性を強調した。さらに、現行の体制の不十分さを指摘した。

JBIC/NEXI が実施する公的融資・貿易保険の付保に係る審査では、支援対象プロジェクトによる環境への影響が大きいと考えられる場合、現地踏査や関係者ヒアリングを踏まえ、住民協議や情報公開の状況も含めた総合的な確認を行っており、確認結果は JBIC/NEXI のホームページ上で公開されている。一方、原子力関連プロジェクトの固有の問題に関しては、JBIC/NEXI は審査対象に含めておらず、JBIC/NEXI の依頼を受け経済産業省が確認することとなっている。これを理由に、原子力関連案件については、JBIC/NEXI が確認する立場にないと JBIC/NEXI は主張した。

しかし、2008年10月17日に 議員の依頼に応じて議員会館で行われたレクチャーで、経済産業省の審査結果の公開につ いては、JBIC/NEXIの求めに応じて行う審査なので、その結果は経済産業省では公開していないと経済産業省、資源エネルギー 庁の原子力政策課の さんは言った。これは、経済産業省が行った審査結果が JBIC/NEXI の持ち物であり、審査結果の情報 公開責任が NEXI/JBIC にあることを示す答えである。

原子力関連プロジェクトの輸出への支援については、原子力プロジェクトが抱える固有の問題を鑑みれば、慎重に審査すべきで あり、また、その審査結果についても、日本国民への説明責任を果たすべく公開されるべきである。具体的には、経済産業省から JBIC/NEXI に宛てた審査依頼の回答と共に、「原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票」が公開される べきである。

更に、 さんは、審査の前提となる文書の公開については、安全確認の手続きの内部用資料を求めに応じて公開したことはあると言った。JBIC/NEXIの求めに応じて行う審査なので、審査の前提となる文書の公開責任は経済産業省だけでなく、JBIC/NEXI

にもある。JBIC/NEXI が借入人より受け取っている他の環境社会配慮文書が公開していると同様に、JBIC/NEXI は原子力関連案

件に関するこれらの資料を公開するべきである。

プロジェクトの安全性確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等については、現地の市民の立場からすれば非常に重大な事

項である。しかしながら、現在、JBIC/NEXIは、プロジェクト実施主体者に対して公開を要求または義務付けていない。これらの情

報について、日本が支援する原子力関連プロジェクトの場合には、実施国における公開が非常に重要であるため、これらの情報

公開を義務付けるべきである。

現在、JBIC/NEXI は、案件審査を行う際、環境社会影響が大きいプロジェクトについては現地実査を実施し、また、現地における

住民協議や情報公開の状況については確認を行っている。しかしながら、原子力関連プロジェクトの安全性確保、事故時の対応、 放射性廃棄物の管理について経済産業省が審査する場合には、机上での確認に留まっていると理解している。経済産業省がこ れらを審査する場合にも、JBIC/NEXIが審査するのと同様に現地実査を行い、またこれらに関する住民協議や情報公開の確認も 実施すべきである。

コンサルテーション会合において、NGO 側は放射能の濃度のモニタリングを行うべきであると指摘した。これに対して JBIC/NEXI は、IAEA の国際的な枠組みの中で通報システムがあるということで、JBIC/NEXI としてモニタリングもしないと答えた。IAEA の通 報システムには、緊急な時期の通告および原子力安全条約が求める報告があるが、各施設の環境への放射能排出および環境 における放射能濃度等のデータを報告する国は少ない。これは環境社会影響配慮システムとは言えないので、JBIC/NEXI はモ ニタリングを行うべきである。

コンサルテーション会合でNGO側が指摘したように以上のことがJBIC/NEXIの環境社会配慮確認のためのガイドラインに反映されるべきである。

(ご意見 2)

追加設備を伴わない権益取得であっても、付保検討段階において負の環境社会影響が適切に回避/最小化されていないケースもあると理解している。その場合、付保に際してスクリーニング結果に応じた追加的な対策が行われることになる。したがって、カテゴリCの例示として「追加設備を伴わない権益取得」を記載することは適切ではなく、これを削除するべきである。
 環境社会配慮確認のために入手した文書が日本語・英語以外の言語で書かれている場合、NEXIは、日本語又は英語の翻訳版を入手して確認を行うことがあると理解している。これら日本語又は英語の翻訳版が現地で公開されていない場合、ガイドライン改訂案ではNEXIによる公開の対象とならない。しかし、NEXIが環境社会配慮確認のために入手した文書を日本語・英語以外の言語で公開した場合、日本国民の多くは内容を理解することが容易ではなく、透明性及びアカウンタビリティを十分に確保しているとは言い難い。したがって、環境社会配慮確認のために入手した文書の認訳版については、現地で公開されているかどうかに関らず、NEXIによって公開されるべきであると考える。

3. 環境管理計画、住民移転計画書、先住民族計画書等の文書は、保険契約締結後に詳細設計を経て完成又は改訂される場合 が少なくないと理解している。ガイドライン改定案では、環境社会配慮確認のために輸出者等から入手した文書の公開対象を保 険契約締結前に限定しているが、透明性及びアカウンタビリティを十分に確保しているとは言えない。したがって、NEXI は、保険 契約締結後においても、環境社会配慮確認のために輸出者等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で公開されている 文書をウェブサイト上で公開するべきである。

4. ガイドライン改訂案の別紙1 では段落記号がない箇所及び「」の段落記号が使用されている箇所がある。参照等を容易にす

るために、各段落に番号を付けることが望ましいと考える。

5. ガイドライン改訂案では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されることが望ましい」と規

定されている(NEXI ガイドライン別紙 1)。しかし、環境社会影響はモニタリング段階で初めて表面化することもあり、モニタリング

結果は原則的にステークホルダーに公開されるべきである。

6. ガイドライン改訂案の別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」の「案件の記述」では、住民移転計画とともに先

住民族計画を記載することが望ましいと考える。

(ご意見3)

NEXI環境社会配慮のためのガイドライン改訂(案)は、現行ガイドラインより、大きく次の2点で踏み込んだ内容となっております。 1.世銀等の国際基準については、現行ガイドラインの「参照」から「適合」に変わり、またIFC基準への拡張も見られ、その意味で 環境社会配慮の手続きがより明確化されている。

2.情報公開が現行ガイドラインより広がっている。

その意味で、ガイドライン改訂案は、各国 ECA の中で最も先進性をもつガイドラインとなった事に関しては大変評価はできますし、 産業界としても改訂議論に参加してきたので、個別の項目についての特段の意見はありません。

しかしながら、改訂ガイドラインの運用面においては、日本貿易保険の使命が本邦企業の海外ビジネスの公的支援機関であることに鑑み、改訂ガイドラインの先進性と国際競争力確保の調和は図られるべきであり、競争力を阻害し、ビジネスの迅速性を損なう様な運用は行われるべきではないと考えます。

日本貿易保険の付保案件はコマーシャルベースの案件が主であり、熾烈な国際競争に晒される場合が多い為、審査の長期化や 過大なコスト発生等により、国際競争力への影響がでない運用が必要と考えます。

(ご意見 4)

以下、コンサルテーション会合における主張と重複するところもございますが、改訂案に関する4点について、また、改訂案の英 語版について、意見を述べさせていただきます。よろしくご査収ください。

1. NEXI が環境社会配慮確認のため参照した翻訳版の公開について

翻訳版の公開は、NEXI がどのような情報や文書に基づき審査をし、当該事業への付保の判断を下したのか、その根拠につい て明らかにし透明性を高めるため、また、審査に対する外部からの情報提供を得るため、重要な規定の一つであると考えます。

今回のガイドライン改訂に関する議論の結果、「6. 情報公開」において、「環境アセスメント報告書等以外に環境社会配慮確認 のため輸出者等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書についても、その入手状況を日本 貿易保険ウェブサイト上に掲載し、当該文書を日本貿易保険ウェブサイト上で速やかに公開する。」という改訂案が示され、また、 「環境アセスメント報告書等を含むこれらの文書の翻訳版も、輸出者等から入手した場合は、この文書に該当」することが、ガイド ライン FAQ(案) (9月8日時点)で示されました。

しかし、翻訳版は、通常プロジェクトの実施国での読者を想定していないため、現地において積極的に公開されているケースは稀であると考えます。従って、翻訳版の公開に関して「現地公開」を前提とすることによって、翻訳版の NEXI による公開を確保することは現実的ではありません。

以上の観点から、翻訳版の公開については、現地で「一般に公開されている」場合ではなく、「NEXI が環境レビューにおいて参

照した場合」とするなど、別途改訂が必要だと考えます。

なお、第14回コンサルテーション会合(2008年9月8日)での議論を踏まえ、「実施主体側の同意を得て公開する」プロセスは必要であると理解します。議論の中では、「同意を得るプロセスに時間がかかり、事業の迅速化を妨げる」という懸念が挙げられましたが、そもそもNEXIの環境レビューの根拠となる文書についてNEXIとしての説明責任を果たす意義、また、翻訳版と正本版に齟齬があった場合に外部からの情報提供を得られるという機会の重要性を鑑みれば、たとえ同意を得るプロセスに労力、時間がかかるとしても、翻訳版の公開は軽視されるべきではありません。むしろ、NEXIが参照する翻訳版と正本版に齟齬がある状態で、環境レビューが実施され、その齟齬が重大な環境社会影響に係る内容であった場合、NEXIは当該事業への付保の判断において

リスクを背負うことになります。情報公開をすることによって、翻訳版が精査され、環境レビューの質が上がることのメリットも考慮 すべきであると考えます。

また、実施主体側ではなく、NEXI が独自に翻訳を行なった場合は、NEXI の環境レビューの根拠となる文書について NEXI としての説明責任を果たす意義、また、あくまでも「仮訳」として公開することを実施主体側に説明し、当該翻訳版の公開について実施主体側の同意を求めることは可能であると考えます。

2. NEXI によるモニタリング確認の結果の公開について

付保決定後のプロジェクト実施段階においても、環境社会配慮が適切に実施されているか、予期されていなかった環境社会影響が生じていないか等、プロジェクトの進行に伴う状況を継続的に把握できるよう、モニタリングに関する情報が適切に公開され ていることが重要です。

今回の改訂案では、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲 内に限り、その結果を日本貿易保険ウェブサイト上で公開する」とされていますが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によ るモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないこと になります。

したがって、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合でも、最低限 NEXI 自身のモニタリング 確認の結果を日本で公開することが不可欠だと考えます。その際、公開される情報の範囲が非常に限られたものであったとして も、NEXI 自身のモニタリング確認について情報を公開することは、モニタリング期間中の透明性を高める観点から貴重な前進だ と言えます。

3. 追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリCの例示から削除することについて 追加設備投資を伴わず、権益のみを取得 するプロジェクトであっても、既存設備でのプロジェクト実施に伴い、すでに地元社会に大きな環境社会影響が及んでいる場合、 そうした影響、また、今後、その影響に対してどのような措置がとられるかについて軽視すべきではありません。

しかし、ガイドライン上、「追加設備投資を伴わない権益取得」は、「3. 環境社会配慮の確認手続き」の「(2) カテゴリ分類」にお いて、「負の環境影響が最小限か、又は全くないと考えられるプロジェクト」、つまり、「カテゴリC」に分類される「通常特段の環 境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例示の一つとして挙げられています。コンサルテーション会合での NEXI の発 言によれば、「ガイドラインの運用上は、カテゴリ C として例示されている「追加設備投資を伴わない権益取得」のプロジェクトであ っても、環境レビュー時に借入人等から追加情報を求め、一律カテゴリ C にしない」とのことでしたが、ガイドラインの文面上は、そ のように規定されていないのが現状です。

したがって、「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C に分類される例示から削除し、ガイドラインの運用と文言との間の整合性を持たせるのが、より適当と考えます。

4. 国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開について

ガイドライン改訂案における「3. 環境社会配慮の確認手続き」では、「(3)環境レビュー」について、「それらの基準やグッドプラク ティス等と比較検討して大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する」とあり ます。現行ガイドラインでは、これらの国際基準等は一律「ベンチマークとして参照」されてきましたが、果たしてどのように参照さ れたのか、また、乖離がある場合の背景・理由等は何であるか、という状況については、説明の機会はなく、不透明だったのが実 状です。

今回の改訂案では、一部の国際基準については、「参照」にとどまらず、「適合」を確認することとされていますが、個別プロジェ

クトにおいて、これまでと同様、これらの基準等をどのように「適合」あるいは「参照」したのかが明らかにされず、また、乖離があ る場合の背景・理由等が説明されなければ、NEXI がガイドラインの文言をどのように実践・運用しているのか、外部からは全くわ からない状態が続くことが懸念されます。また、こうした基準等の適合、参照状況について、全く説明がないことから、特に、当該 プロジェクトの負の影響を懸念する現地住民やNGOなどに対し、不用意な誤解や認識の相違による不信感を与える場合もあると 考えます。

従って、国際的基準等との乖離がある場合に確認された背景・理由及び対応策について、環境レビューの結果に記載するなどの形で公開し、明らかにされていくことが重要であると考えます。

5.改訂案の英語版について 改訂案の原文である和文とその英訳を比較し、以下の5点についてコメントさせていただきます。 P4.

また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めて いる基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。

When deemed appropriate, NEXI also uses, as reference points or benchmarks, standards established by other international financial institutions, other internationally recognized standards, and standards or good practices established by developed countries such as Japan.

「benchmarks」だけではなく、「as reference points」を付記されている理由を教えていただければ幸いです。

P4.

相手国政府等の環境許認可証明書

environmental permit certificates issued by the project country s government

「the project country's government」という表現に違和感があるので、「host government or other appropriate authority」という英訳を 提案させていただきます。

P8.

補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。

Prior compensation, at full replacement cost, must be provided, to the extent possible

現在の英訳の場合、解釈によって、「事前の補償は可能な限り行なう」という読み方もできます。したがって、以下のような英訳を 提案させていただきます。

^rCompensation must be provided in advance, and the amount of compensation will be based to the greatest degree possible upon full replacement costs.₁

P8.

協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。

When consultations are held, explanations must be given in a language and form understandable to the affected people.

「言語と様式」の英訳については、図表やプレゼンテーションなど、説明の手段そのものを示すニュアンスの強い「Form」に加え、

説明をどのように提供するかについてのニュアンスが含まれる「manner」を付記することを提案させていただきます。なお、世界

銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 パラ 22 では、「in a manner, form and language」という表現が使われています。

P8.

協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。

When consultations are held, it is desirable that explanations be given in a language and form understandable to indigenous peoples. 上記と同じ趣旨により、「manner」を付記することを提案させていただきます。なお、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 パ ラ 15 では、「in an appropriate form, manner, and language」という表現が使われています。

(ご意見 5)

1 . 原子力関連案件について コンサルテーション会合においては、原子力関連プロジェクトの安全性・事故時の対応や放射性 廃棄物管理(以下安全性等)に関する確認に関しては、経済産業省がその確認を行い、NEXI としては確認を行う立場にないとい うご説明を頂きました。また、確認結果についても、経済産業省がその責任を負うため、公開する立場にはないとのことでした¹。

¹ このご説明に対しては、2008 年 7 月 11 日付けでNGO グループとして「国際協力銀行及び日本貿易保険の原子力関連事業審査に関する見 解および環境ガイドライン改定に関する提案」を提出しています。当該提案のI に記載した当方見解は変わっておらず、引き続き検討を行うとと もに、環境ガイドラインへの明記またはその運用への反映をお願いする次第です。

一方、その後、経済産業省等から下記のような情報を得ることができました。

a) 原子力関連案件の安全性等の確認は JBIC/NEXI の依頼によって実施するものである。

b) a)の理由により、経済産業省としては安全性等の確認結果を公開していない。

c) 経済産業省としては a)の確認に当たって現地調査は行っていない。あくまで国際条約に関する資料や企業から提示された資料にもとづく確認である。

d) 現地における情報公開に関する状況は、経済産業省による確認の範囲外。

よって、新たに下記の意見を提出します。現在改訂を進めている環境ガイドラインに反映する、もしくは、新たに原子力に関する 環境確認指針を策定するなどの措置をご検討下さい。

NEXI は環境社会配慮確認の一環として原子力関連案件の安全性等に関する確認を行うべきである。

理由)原子力の安全性等確認は事業ごとに現地の状況を踏まえて行うべきものであることに鑑みれば、現在の経済産業省の机 上審査のみでは不十分であると考えられる。他セクター同様の審査内容を確保すべきである。

NEXI は原子力関連案件の安全性等の確認結果を、根拠となる関連文書とともに公開すべきである。

理由)環境社会配慮確認結果の一環として、原子力関連案件の安全性等の確認結果は、他セクターと同様に、公開されるべきで ある。経済産業省が a)のような理由で公開をしないとなれば、情報公開の主体は NEXI であるべきである。また、確認の根拠とな る諸文書も公開すべきである。

NEXI は原子力関連案件について、安全性等に関する情報が事業実施国において住民協議や情報公開の対象となっていることを確認すべきである。

理由)他の環境社会関連の情報と同様に、原子力関連案件に関して、安全性等に関する情報は、近隣住民などのステークホルダ

ーに十分説明され、協議されているべきである。経済産業省の確認範囲にはこのような状況は含まれていないため、現在のとこ

ろこの確認は誰も行っていない状況である。よって、NEXIとして案件の環境社会配慮確認の一環として、かかる確認を行うべきである。

2.追加設備投資を伴わない権益取得案件について

追加設備投資を伴わない権益取得をカテゴリC の例示から外すべきである。

理由)追加設備投資を伴わない権益取得案件であっても、プロジェクト自体に深刻な環境社会影響を伴う場合があるため、プロジ

ェクトが有する環境社会影響の程度に応じたカテゴリ分類を行うべきである。

3.契約締結後の情報公開(環境レビュー結果の公開)の内容について

以下、2008 年 8 月 6 日付けでお渡しした文書の繰り返しですが、再度提案します。

借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策について、環境レビュー結果に記載すべきである。

理由)「合意された環境社会配慮上の対策」は、重大で望ましくない影響が想定される影響項目の判断を示す根拠として必要な情報であり、これらの環境社会配慮上の情報が、機密保持の対象となる商業上の秘密とは性格を異にすると考える。

環境レビュー結果に含める項目に、下記を加えるべきである。・事業の概要(事業の規模や特性、必要とされる施設、燃料・ 原料など)・影響を及ぼしやすい特性、影響を受けやすい地域などに付随する影響および当該影響に関連する環境社会配慮上 の確認根拠・セクター特有の影響および当該影響に関連する環境社会配慮上の確認根拠・適用される国際基準・国内基準・環 境社会配慮上、重要な文書の策定状況・ステークホルダー協議の実施状況・環境社会配慮に関する文書の公開の状況理由) 現行の環境レビュー結果は、当該事業を環境ガイドラインに照らして NEXI が妥当であると判断した根拠を十分示しているとは言 えない。上記の項目は基本的な事項として最低限必要であると考えられる。

4.ガイドラインの実施状況の確認について

NEXI はガイドラインの実施状況に関する確認を行い、その結果を公開するべきである。

理由)現行の JBIC ガイドラインには「本行は、本ガイドラインの実施状況についての確認を行い、これに基づき、ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う」としています。ガイドラインの適切な運用に関してパブリック・レビューを確保するという意味で、NEXI についても同様の対応を行うことが必要であると考えます。この点については、コンサルテーション会合において論点に含めなかったのですが、JBIC と同様の規定をガイドラインに含める、もしくは運用上の対応としてご検討頂ければ幸いです。

(ご意見 6)

パブリックコンサルテーション会合での議論を踏まえ、以下意見を述べさせていただきます。

事業実施者によるモニタリング結果の公開及び同結果の貴法人による公開について

ガイドライン改訂案でのモニタリングに関係する部分での改訂点は、大きく二点あると認識しております。一点目は、「プロジェク ト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、日本貿易保険ウェブサイト 上で公開する」こと、そして二点目は運用の改善点として、付保締結後に公開する環境レビュー結果において、「主たるモニタリン グ項目についても、何故かかる項目についてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載する」ことです。

私はこの度の改訂案を再度拝見し、個別プロジェクトのモニタリング結果の公表について、上記のような限定的な改訂は見られ るものの、事業実施者によるモニタリング結果の現地公開については現状維持にとどまり(「現地で公開されていることが望まし

い」とされている)、大きな改善が見られなかったことをあらためて非常に残念に思う次第です。

8月4日付けの「ガイドライン改訂の方向性 11. 付保締結後の情報公開」に関する部分で、貴法人は「主たるモニタリング項目

についても、何故かかる項目についてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載」との運用の改善の方向性を明確にさ

れました。このことはプロジェクト実施中の環境社会配慮もまた重要であり、それについて外部のステークホルダーにも明確に示

すべきとの貴法人のお考えが現れているものと考えます。

さらに、昨今の IFC などが行った環境社会配慮政策の改訂においても、融資決定前のプロジェクトの審査段階のみならずモニタ

リングを含むプロジェクトサイクル全体を通じての環境社会配慮が強化されつつあるのが大きな流れであると認識しております。

この論点につきましては、「NGO 提言書(提案 12)」にもその必要性が示され、コンサルテーション会合では貴法人、国際協力銀 行及び産業界の方々から困難であるとのご意見を伺いましたが、上記のような現状をかんがみますと、やはり今回の改訂案にお いて、事業者のモニタリング結果の公開の強化・促進に向けて、ぜひともモニタリング結果の現地での公開を義務づけ、さらに付 保するお立場の貴法人におかれましてもそれらの結果を全面的に公開なさる方向性で再度ご検討いただきたく思いご意見差し 上げました。よろしくお願いいたします。

以上